

木まぐれ木曜日

令和5年5月12日 第192号
編集・発行：嶺北林業振興事務所
住所：〒781-3521 土佐郡土佐町田井1445-1
TEL：0887-82-0162 FAX：0887-82-0200
e-mail：030203r@ken.pref.kochi.lg.jp

嶺北林業振興事務所のホームページ URL：<http://www.pref.kochi.lg.jp/~reihokurin/index.html>

◆令和5年度 定期人事異動に伴う転出者・転入者挨拶

◆転出者 4名

東 英史（チーフ（増産担当）） → 森づくり推進課 チーフ（公営林担当）

この春の人事異動により森づくり推進課へ赴任となりました。

嶺北林業振興事務所は3回目の赴任でしたが、わずか2年間しか関わることができず、関係いたしました皆様方には大変ご迷惑をお掛けしたことと思っておりますが、この場をお借りしてお礼申し上げます。

まだまだ解決すべき課題もあり今後も大変でしょうが、嶺北地域の皆さまでしたら難なく解決することだと思いますので、これからも引き続き頑張ってください。

嶺北地域で得ました貴重な経験を活かし、これからも頑張ってまいりますので、引き続きご指導の程よろしくお願ひします。

河野 高士（チーフ（振興担当）） → 木材増産推進課 チーフ（原木増産担当）

嶺北での勤務は、令和とともにスタートし、新型コロナウイルス感染症の影響により一定制限のかかる4年間でした。

4月からは、木材増産推進課で原木増産に関する業務を担当します。林業の盛んな嶺北地域の皆様にはお世話になることと思ひます。引き続きよろしくお願ひいたします。

上江 晴美（会計年度任用職員） → 退職

嶺北のことも、林業のことも真っさらな状態で勤務した3年間でしたが、見るもの聞くもの新鮮で、たくさんの学ぶ機会をいただきました。

林業で食べていくのは一筋縄ではいかないことを知りましたが、同時に森林のもつ可能性に光を感じています。

今後も地域が林業で元気になれるようなお手伝いを微力ながらしていけたらと思ひています。ありがとうございました。

東別府 省伍（増産担当 技師） → 退職

◆転入者 4名

やの ともひさ
矢野 智久 (中央西林業事務所 チーフ (振興担当) → チーフ (増産担当)



令和5年度の人事異動により中央東林業事務所嶺北林業振興事務所に配属になりました矢野です。

昭和62年3月に高校を卒業、県庁に入社し1年目は須崎耕地事務所(須崎農業振興センター)に配属。

現在まで西は幡多林業事務所から東は安芸林業事務所を転々とし、県生活37年目になります。

初めての嶺北林業振興事務所ですが関係機関等の協力を得ながら地域に貢献していきたいと思っております。1年間よろしくお願いいたします。

あんどう ゆうだい
安藤 悠大 (治山林道課 主幹) → 増産担当 林業普及指導員



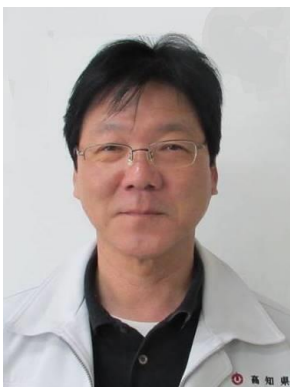
人事異動により嶺北林業振興事務所に配属となりました安藤と申します。

主に造林事業関係を担当させていただくこととなりました。

昨年までは森林土木関係業務をしており、6年ぶりに振興業務を担当することとなります。

嶺北林業管内も土地勘がないため、ご迷惑をお掛けすることもあるかと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

まえだ さとる
前田 悟 (中央西林業事務所 振興課長) → 振興担当 専門員



この度の異動により、中央西林業事務所からまいりました。

嶺北林業振興事務所は以前の勤務地でした。もう帰ってくることはないと思っていましたが、再び皆様とご縁がありまして、うれしく思っています。

これからも嶺北地域の林業の発展に尽力して参りますので、よろしくお願いいたします

さかもと ち さ こ
坂本 知佐子 会計年度任用職員



4月から嶺北林業振興事務所でお世話になることとなりました坂本と申します。

林業の職場は、初めてで何も分からないことばかりで、皆様にご迷惑をおかけすることが多々あると思います。

一日も早くお役に立てるよう頑張りますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

◆昇格者 2名

みやざき しんいち
宮崎 信一 (林業普及指導員) → チーフ (振興担当)

やまもと しょうへい
山本 象平 (増産担当 技師) → 増産担当 主査



◆令和5年度の事務分担表

令和5年4月1日現在

中央東林業事務所嶺北林業振興事務所事務分担表

		(勤務年数)	(現所属勤務年数)
所長	岩原 孝之	33.0	(2.0)
次長(出納員)	坂田 修一	30.0	(1.0)
事務分担	職名	氏名	勤務年数 (現所属勤務年数)
振興担当	1 振興業務全般に関する事 2 産業振興計画に関する事 3 林業普及指導に関する事 4 木材増産の推進に関する事 5 森林経営管理制度に関する事 6 担当者の人材育成に関する事	チーフ (振興担当) 宮崎 信一	32.0 (3.0)
	1 保安林業務、林地開発に関する事 2 林業労働力(担い手・安全衛生等)に関する事 3 小規模林業の推進に関する事 4 県民参加の森づくり推進事業に関する事 5 協働の森づくり事業に関する事 6 森と緑の会に関する事 7 特用林産の振興に関する事(副) 8 情報発信・ホームページに関する事(副)	技師 牧野 祥史	1.0 (1.0)
	1 林業普及指導に関する事 2 森林計画に関する事 3 森林経営管理制度に関する事 4 地域林業総合支援事業に関する事 5 森林組合に関する事 6 木材の生産・流通・加工に関する事 7 木材の販売対策、県産材の需要拡大に関する事 8 木質資源の利用推進に関する事 9 特用林産の振興に関する事(主) 10 林業金融に関する事 11 嶺北地域農林業振興連絡協議会に関する事 12 林業図書に関する事	専門員 前田 悟	0.0 (0.0)
	1 森林経営管理制度・森林環境譲与税に関する事	会計年度任用職員 坂本 知佐子	0.0 (0.0)
増産担当	1 木材増産業務全般に関する事 2 産業振興計画に関する事 3 林業普及指導に関する事 4 林道整備促進協議会に関する事 5 増産・再造林推進協議会に関する事 6 担当者の人材育成に関する事 7 経理及び庶務の手続きに関する事	チーフ (増産担当) (経理員) 矢野 智久	36.0 (0.0)
	1 林業普及指導に関する事 2 高性能林業機械等整備事業に関する事 3 原木増産推進事業に関する事 4 スマート林業実証等支援事業に関する事 5 森林資源再生支援事業に関する事 再造林推進等活動支援事業 再造林等促進支援事業 資機材整備支援事業 6 香川用水水源の森保全事業に関する事 7 造林事業に関する事(副) 8 みどりの環境整備支援事業に関する事(副)	林業普及指導員 武市 紘和	14.0 (4.0)
	1 林業普及指導に関する事 2 造林事業に関する事(主) 3 造林事業の検査に関する事 4 森林資源再生支援事業に関する事 森林資源再生支援事業(再造林等・下刈り) 林地残材等搬出事業 5 集約化の推進に関する事 6 特定間伐等推進計画に関する事 7 森林災害・林野火災対策に関する事	林業普及指導員 安藤 悠大	11.0 (0.0)
	1 木材安定供給推進事業に関する事 2 みどりの環境整備支援事業に関する事(主) 3 森の工場に関する事 4 緑化種苗・林木育種事業に関する事 5 森林病虫獣害の防除に関する事 6 原木増産推進事業に関する事(副) 7 意欲と能力のある事業者の登録に関する事 8 素材生産量等の調査に関する事 9 情報発信・ホームページに関する事(主)	主査 山本 象平	4.0 (2.0)
	1 職員の福利厚生事務に関する事 2 県有財産の管理事務に関する事 3 証拠書類の編纂に関する事 4 郵便切手の受払事務に関する事 5 文書の収発事務に関する事 6 物品の出納事務に関する事 7 給与・諸手当の支給事務に関する事 8 歳入、歳出及び決算事務に関する事	(兼) 主任(経理員) 蓼原 真由美 (兼) 主事(経理員) 小松 真鈴	26.0 (0.0) 4.0 (2.0)

◆保安林の皆伐許可申請期間等のお知らせ

保安林に指定されると、その機能が失われないよう、立木の伐採や土地の形質の変更等の際、必要最小限の制限を受けます。定められている制限の範囲内であっても、あらかじめ県林業（振興）事務所に許可等を受ける必要がありますので、保安林内で施業を計画されている森林所有者、事業者の皆様は、必ずご注意をお願いします。

また、令和5年4月1日から、森林法施行規則の改正により申請書等の添付書類に下記①～⑥が必要となります。

追加必要書類	備考
①森林の位置図及び区域図	対象森林の位置や区域がわかる図面（森林計画図など）
②申請者等の確認書類	個人：氏名・住所がわかる書類（運転免許証など）の写し 法人：法人の登記事項証明書などの写し
③他法令の許認可関係書類	該当する場合のみ
④土地の登記事項証明書等	土地の権限があることがわかる書類
⑤伐採等の権限関係書類	申請者等が土地所有者でない場合のみ必要
⑥隣接森林との境界関係確認書類	境界杭などにより境界が明らかな場合は省略が可能

保安林内で皆伐を行う場合

保安林内で立木伐採（皆伐）をする際には、事前に許可を受ける必要があります。

年4回の皆伐限度面積公表日の翌日からそれぞれ30日以内に申請書のご提出をお願いします。

次回の申請受付期間は令和5年6月1日～6月30日です。

【保安林内皆伐申請スケジュール】

公表日	R5												R6				
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
令和5年 1回目	2月1日	申請	← 伐採許可期間 →														
2回目	6月1日				申請	← 伐採許可期間 →											
3回目	9月1日							申請	← 伐採許可期間 →								
4回目	12月1日										申請	← 伐採許可期間 →					
次年 1回目	2月1日												申請	← 伐採許可期間 →			

保安林内で間伐を行う場合

保安林内で間伐を行う際には、**伐採を開始する90日～20日前までに**保安林内間伐届のご提出をお願いします。（除伐については届出書の提出は必要ありません）

保安林内で土地の形質変更等を行う場合

保安林内で立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉又は落枝の採取、土石又は樹根の採掘、開墾、その他の土地の形質を変更する行為を行う際には、作業開始前までに保安林内作業許可申請書のご提出をお願いします。

なお、作業時に支障木の伐採を伴う場合は、**伐採を開始する14日前までに**立木伐採届出書を併せてご提出ください。（例：作業道の開設等）

※一度許可を受けたものであっても、作業道の継続使用等、**許可期間を超えても植栽等の原状復帰を行わない場合は許可期間終了日の10日前までに、再度作業許可申請書の提出が必要になりますのでご注意ください。**

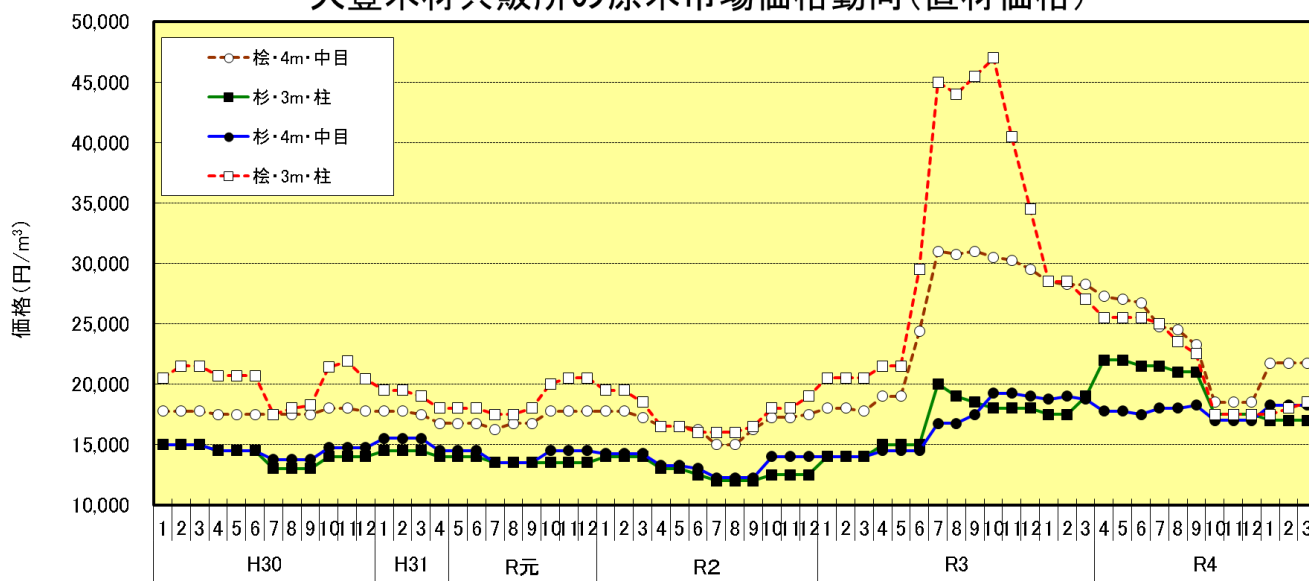
●許可申請（届出）の際には林相の分かる写真を2、3枚提出していただくようお願いします。

その他、保安林についてご不明な点がございましたら、嶺北林業振興事務所までご相談ください。

（保安林担当 牧野）

木材市況

大豊木材共販所の原木市場価格動向(直材価格)



※1 柱・・・末口径15～16cm、中目・・・末口径18～22、24～28cmの平均

※2 このグラフは、嶺北地域の市場価格を参考としたもので、市場の価格そのものを表したものではありません。
 詳しい価格は各市場へお問い合わせ下さい。

※3 令和元年度までは県森連嶺北木材共販所

シキビ・サカキ市況

